

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：社会教育部スポーツ推進課 No.003

<p>処 分 名</p>	<p>市立学校施設の利用の中止等</p>
<p>処 分 の 概 要</p>	<p>教育委員会は、一定の事由に該当するときは学校開放施設の使用許可の中止を命ずること等ができます。</p>
<p>根拠条例等・条項</p>	<p>春日部市立学校施設の開放規則（平成 17 年教育委員会規則第 33 号）第 10 条 春日部市立学校施設の開放に関する実施細則（平成 18 年 教育長決裁）第 19 条</p>
<p>処 分 基 準</p>	<p>教育委員会は、春日部市立学校施設の開放規則若しくはこれに基づく実施細則又はこれらに基づく管理責任者若しくはその所属職員又は管理指導者の指示に従わないときは、利用者に対して利用の中止を命ずることができます。</p> <p>また、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者には開放施設の利用の停止又は開放校からの退去を命ずることができます。</p> <p>教育委員会は、利用者が以下のいずれかに該当するときは、利用の中止又は退去を命ずることができます。</p> <p>(1) 利用が申込みの内容と異なる場合。 (2) 学校管理上特に支障がある場合。 (3) 次の利用者心得に違反した場合。</p> <p>「利用者心得」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用許可時間を守り、指導員が必ずついていること。 2 校庭内に自動車・バイク・自転車等で入らないこと。 3 利用施設の敷地内は禁煙とし、各団体において受動喫煙防止を図ること。 4 ペットボトル・空缶・空瓶・ゴミ等は必ず持ち帰ること。 5 小学校校庭での金具のついたスパイクは使用しないこと。 6 学校の施設・設備・器具など利用許可物件以外に手をふれたり、校舎内に立ち入らないこと。特に体育館内のステージには上がらないこと。 7 校庭・体育館の施設・設備・器具等を破損した場合は、指導員が必ずウイング・ハット春日部（TEL 7 3 3 - 7 5 7 5）に届け出て、速やかに弁償して原状に復すること。 ガラスは当日中に修理すること。 8 使用後の清掃・後始末をきちんとし、指導員は必ず点検すること。 9 傷害事故等については、利用者側で一切の責任を負うこと。

	<p>又、観覧者との事故が起きた場合は、当事者で話し合い解決すること。</p> <p>10 体育館への出入りは、許可を得た利用団体以外の者は禁止する。</p> <p>11 使用に不当な行為があった場合は、使用を禁止する。</p> <p>12 必要あるときは運営委員会委員、又は管理指導者の指示に従うこと。</p> <p>13 雨天等で開放施設の利用が危ぶまれたときは、指導員の指示を得ること。</p> <p>14 指導員は、利用状況を日誌に記入し、教育委員会へ提出すること。</p> <p>15 利用団体は、利用権を譲渡・転貸しないこと。</p> <p>16 その他公益を損なうことのないよう行動すること。</p>
<p>設定年月日</p>	<p>平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 10 月 1 日）</p>
<p>備 考</p>	
<p>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市立学校施設の開放規則</p> <p>第 10 条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則又はこれらに基づく管理責任者若しくはその所属職員又は管理指導者の指示に従わないときは、利用者に対して利用の中止を命ずることができる。</p> <p>2 教育委員会は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者に開放施設の利用の停止又は開放校からの退去を命ずることができる。</p> <p>■春日部市立学校施設の開放に関する実施細則</p> <p>第19条 教育委員会は、規則第10条の規定に基づき、次の各号の一に該当するときは、開放施設の利用者に対して利用の中止又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用が申込みの内容と異なるとき。</p> <p>(2) 学校管理上特に支障があるとき。</p> <p>(3) 別表に定める利用者心得に違反したとき。</p> <p>別表（第19条関係） 利用者心得（略）</p>